

令和2年度都区財政調整東京都提案事項の概要（都）

令和元年12月3日
第1回都区財政調整協議会幹事会

東京は、日本の首都として、引き続き我が国を牽引していく必要がある。

しかし、都と特別区を取り巻く環境を見ると、元来、税収構造が不安定である上、これまでの税制の見直しでは、都区合わせて1兆円以上の減収が見込まれるような税制改正が行われている。

国のこうした動きが出る背景には、東京一人勝ちという国や他の自治体から厳しい目があることを、都区双方で改めて強く意識する必要がある。都区制度の根幹をなす都区財政調整制度をこれまで以上に適切に運営していくためには、既算定内容も含めてより厳しく見直し、一層の合理化を図るなど、都区で自律的に算定を見直していかなければならない。

以上の基本的認識を踏まえ、東京都は下記のとおり提案を行う。

記

東京都は、令和2年度都区財政調整協議において、各費目の算定内容の見直しについて7項目の提案を行う。

令和2年度都区財政調整東京都提案事項(都)

算定内容の見直し

【議会総務費】

項 目	提 案 の 内 容
外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直し	外国人生活支援等事業費は他事業との重複等、住居管表示費は過剰算定が生じていることから、算定を見直す。
森林整備等に要する経費の新設(態容補正)	森林環境譲与税の基準財政収入額算定に伴い、同額の基準財政需要額の算定を新設する。

【民生費】

項 目	提 案 の 内 容
福祉サービス安定化事業費(態容補正)の廃止	福祉サービス安定化事業に係る態容補正を廃止する。
認証保育所運営費等事業費の見直し	認証保育所の施設数等について、算定を見直す。

【衛生費】

項 目	提 案 の 内 容
健康づくり推進費(健康づくりフォローアップ指導事業費)の廃止	健康づくりフォローアップ指導事業費について、算定を廃止する。

【土木費】

項 目	提 案 の 内 容
自転車駐車場維持管理費(態容補正)の算定方法の改善	自転車駐車場維持管理費について、算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し、単位費用化する。

【教育費】

項 目	提 案 の 内 容
学校運営費(普通教室冷房設備)の廃止	小中学校の普通教室冷房設備に係るリース経費の算定を廃止する。

令和2年度都区財政調整東京都提案事項説明資料(都)

1 議会総務費

項 目		説 明
【議会総務費／経常】 外国人生活支援等事業費及び住居表示管理費の見直し (百万円)		1 概 要 外国人生活支援等事業費に算定されている案内板、標識等について、観光案内板、広報案内板は他事業と算定重複が生じており、街区表示板のローマ字併記も対応済みであることから、当該経費を廃止する。また、住居表示管理費（住居表示板、街区表示板）に過剰算定が生じていることから実態を踏まえた見直し行う。
改定後	100	
改定前	227	
増△減	△127	
		2 算定内容 <標準区経費> ○外国人生活支援等事業費（工事請負費） 改定前 4,268千円（固定費） 改定後 0千円（固定費） ○住居表示管理費（需用費） 改定前 4,684千円（比例費） 改定後 3,624千円（比例費）
【議会総務費／経常】 森林整備等に要する経費の新設（態容補正） (百万円)		1 概 要 森林環境譲与税を基準財政収入額に算入することに伴い、森林整備及びその促進に要する経費を態容補正により新規算定する。
改定後	363	
改定前	0	
増△減	363	
		2 算定内容 <態容補正> 改定後 362,701千円

2 民生費

項 目	説 明																											
<p>【社会福祉費／経常】 福祉サービス安定化事業費 (態容補正)の廃止</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">21,223</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">△21,223</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	21,223	増△減	△21,223	<p>1 概 要</p> <p>当該経費は、平成12年度に介護保険の導入や福祉施策の新たな展開などの福祉施策の改革に伴い、各区が新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図ることを目的として算定された。経費導入から20年が経過し、多様な福祉施策に対して算定の充実が図られてきていることから、算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容</p> <p>改定前 下表の金額欄の額を各区の算定単位欄の数値が23区全体の数値に占める割合に応じて各区の基準財政需要額に加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">シェア</th> <th style="width: 30%;">金額(千円)</th> <th style="width: 60%;">算定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6%</td> <td>1,273,380</td> <td>18歳未満人口</td> </tr> <tr> <td>14%</td> <td>2,971,220</td> <td>区立及び私立保育所入所児童数</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>4,244,600</td> <td>65歳以上人口</td> </tr> <tr> <td>40%</td> <td>8,489,200</td> <td>生活保護の被保護者数</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>4,244,600</td> <td>身体障害者手帳及び愛の手帳所持者</td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>21,223,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>改定後 0千円(廃止)</p>	シェア	金額(千円)	算定単位	6%	1,273,380	18歳未満人口	14%	2,971,220	区立及び私立保育所入所児童数	20%	4,244,600	65歳以上人口	40%	8,489,200	生活保護の被保護者数	20%	4,244,600	身体障害者手帳及び愛の手帳所持者	100%	21,223,000	
改定後	0																											
改定前	21,223																											
増△減	△21,223																											
シェア	金額(千円)	算定単位																										
6%	1,273,380	18歳未満人口																										
14%	2,971,220	区立及び私立保育所入所児童数																										
20%	4,244,600	65歳以上人口																										
40%	8,489,200	生活保護の被保護者数																										
20%	4,244,600	身体障害者手帳及び愛の手帳所持者																										
100%	21,223,000																											
<p>【児童福祉費／経常】 認証保育所運営費等事業費の見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">22,146</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">25,861</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">△3,715</td> </tr> </table>	改定後	22,146	改定前	25,861	増△減	△3,715	<p>1 概 要</p> <p>認証保育所の施設数について、令和元年10月1日時点の施設数をもとに、標準区における算定施設数を、A型16所から14所に見直す。</p> <p>あわせて、1施設あたりの年齢別定員数について、平成31年4月1日時点の定員数をもとに、B型の0歳児を9名から8名、1・2歳児を13名から14名にそれぞれ見直す。</p> <p>また、現在、標準区において1施設が設定されている開設準備経費については、令和2年度からの3年間、特別区における開設予定がないことを踏まえ、算定を廃止する。</p> <p>なお、現行算定では、都補助単価に連動して毎年度単価が見直されている一方、施設数及び定員数については、直近の状況が反映されていないことから、令和3年度以降の標準区設定にあたっては、毎年度、今回と同様の方法により、規模を設定し直すこととする。</p> <p>2 算定内容</p> <p><標準区経費></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定前</td> <td style="text-align: right;">109,465千円(固定費)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">882,201千円(比例費)</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td style="text-align: right;">54,732千円(固定費)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">789,365千円(比例費)</td> </tr> </table>	改定前	109,465千円(固定費)		882,201千円(比例費)	改定後	54,732千円(固定費)		789,365千円(比例費)													
改定後	22,146																											
改定前	25,861																											
増△減	△3,715																											
改定前	109,465千円(固定費)																											
	882,201千円(比例費)																											
改定後	54,732千円(固定費)																											
	789,365千円(比例費)																											

3 衛生費

項 目	説 明																														
<p>【衛生費／経常】 健康づくり推進費（健康づくり フォローアップ指導事業費）の 廃止</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">1 1 0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△ 1 1 0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	1 1 0	増△減	△ 1 1 0	<p>1 概 要</p> <p>本事業は、健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、健康診査等の結果から指導を必要とする者に対して、医学的検査の実施や病態ごとの基礎知識の習得、生活習慣改善に向けた集団・個別指導を実施するための経費として算定されている。</p> <p>現在、生活習慣病予防事業の経費は、成人保健対策費の各項目において適切に算定されており、本事業はそれらとの重複が想定されるほか、福祉保健局においても上記実施要綱に基づく事業や区市町村への補助を行っていない実態を踏まえ、本事業費の算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容</p> <p><標準区経費></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定前</td> <td style="width: 15%;">事業費</td> <td style="width: 15%;">5, 9 2 3千円（固定費）</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td><u>1, 1 2 6千円（固定費）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td>4, 7 9 7千円（固定費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>事業費</td> <td>0千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td><u>0千円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一財</td> <td>0千円（廃止）</td> <td></td> </tr> </table>	改定前	事業費	5, 9 2 3千円（固定費）			特定財源	<u>1, 1 2 6千円（固定費）</u>			差引一財	4, 7 9 7千円（固定費）		改定後	事業費	0千円			特定財源	<u>0千円</u>			差引一財	0千円（廃止）	
改定後	0																														
改定前	1 1 0																														
増△減	△ 1 1 0																														
改定前	事業費	5, 9 2 3千円（固定費）																													
	特定財源	<u>1, 1 2 6千円（固定費）</u>																													
	差引一財	4, 7 9 7千円（固定費）																													
改定後	事業費	0千円																													
	特定財源	<u>0千円</u>																													
	差引一財	0千円（廃止）																													

4 土木費

項 目	説 明															
<p>【建築公害費／経常】 自転車駐車場維持管理費 （態容補正）の算定方法の改善</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要</p> <p>自転車駐車場維持管理費について、財調算定の簡素・合理化の観点から態容補正を廃止し、単位費用化を図る。</p> <p>なお、算定方法の改善のため、単位費用化に当たっては、影響額はないものとして、標準区経費を設定する。</p> <p>2 算定内容</p> <p>(1) 自転車駐車場維持管理費の態容補正を廃止する。</p> <p>(2) 事業名「自転車駐車場維持管理費」を設定し、単位費用化を図る。</p> <p><標準区経費（※02 フレームに合わせて標準区経費は変更予定）></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業費</td> <td style="width: 15%;">5 5, 0 8 8千円（比例費）</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td><u>1 0, 2 5 4千円（比例費）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>4 4, 8 3 4千円（比例費）</td> <td></td> </tr> </table>	事業費	5 5, 0 8 8千円（比例費）		特定財源	<u>1 0, 2 5 4千円（比例費）</u>		差引一般財源	4 4, 8 3 4千円（比例費）	
改定後	0															
改定前	0															
増△減	0															
事業費	5 5, 0 8 8千円（比例費）															
特定財源	<u>1 0, 2 5 4千円（比例費）</u>															
差引一般財源	4 4, 8 3 4千円（比例費）															

5 教育費

項 目	説 明						
<p>【小学校費・中学校費／経常】 学校運営費(普通教室冷房設備) の廃止 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">3, 6 8 4</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△ 3, 6 8 4</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	3, 6 8 4	増△減	△ 3, 6 8 4	<p>1 概 要 当該経費は、平成 19 年度から算定が開始されている。 一方、投資的経費の義務教育施設建設費単価については、平成 25 年度に見直した際、空調に係る機械設備経費も含まれている単価で見直している。 上記のとおり、普通教室の冷房設備に係る経費については、経常的経費及び投資的経費において二重に算定されているため、その解消を目的に、当該経費に係る算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容 <標準区経費> 小学校費 1 2 6, 8 0 6 千円 (比例費) <u>中学校費 5 5, 9 4 4 千円 (比例費)</u> 1 8 2, 7 5 0 千円 (比例費)</p>
改定後	0						
改定前	3, 6 8 4						
増△減	△ 3, 6 8 4						